直方市ふるさと納税 返礼品等協力事業者募集要領

１　目的

ふるさと納税 （寄附金） 制度による直方市への寄附促進と地元特産品などのＰＲ、販売促進及び地元事業者の活性化等による地域振興を図るため、 寄附者にお礼の品として贈呈する商品又はサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」 という。）を募集します。

２　協力事業者の要件

下記の要件にすべて適合していること。ただし、すべての要件に適合しても、直方市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

　（１）各種法規則、条例に沿った生産、製造、販売を行っていること。

　（２）総務大臣の定める基準に該当する返礼品を取り扱う企業又は個人事業者であること。

　（３）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でないこと。

　（４）個人情報は適正に管理し、業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らすことのないよう必要な措置を講じること。

３　返礼品等の要件

（１）総務大臣の定める基準に該当するもの。

（２）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定での供給も可。

（３）商品情報の開示が可能であること。

４　返礼品等価格区分

返礼品等の価格は、寄附金額の三割以内とします。この価格には、消費税及び地方消費税額を含みます。

５　返礼品等の管理・運営委託事業者

　効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品等の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、返礼品等の管理・運営委託事業者を指定する。

６　申込方法

（１）「直方市ふるさと納税返礼品等協力事業者申込書（様式１）」と「直方市ふるさと納税返礼品等提案書（様式2）」に必要事項を記入し、ふるさと納税担当課へ提出してください（当該書類は返礼品等の管理・運営委託事業者と共有いたします）。

（２）直方市による協力事業者及び返礼品等の要件に係る審査を行い決定します。

（３）審査の結果を「審査結果通知書」をメールにて通知します。

（４）通知後、返礼品等の管理・運営委託事業者から手続きの案内が届きますので、所定の申請書を提出してください。

７　その他留意事項

（１）登録された返礼品等を変更・辞退する場合は、直方市及び各委託事業者に連絡すること。

（２）返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について管理・運営委託事業者へ必ず報告すること。

（３）登録された協力事業者又は返礼品等が本要領２及び３に定める要件に適合しなくなったと認められた場合、協力事業者の登録を取り消すことがあります。

（４）上記（３）に際して本市に損失が生じた場合、その費用を全額支払うこと。

（５）食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備・保存しておくこと(該当者)。

（６）適正な事業実施の確保を目的とした本市の調査・確認に応じること。

（７）返礼品等の申込をした寄附者に対し、再度、申込をいただけるよう創意工夫すること。

【申込先・問い合わせ先】

直方市役所　総合政策部　秘書広報課

〒822-8501 直方市殿町７番１号

TEL：0949-25-2236　FAX：0949-24-3812

E-mail：n-furusato@city.nogata.fukuoka.jp